

重点的な取組、共通的な取組

平成31(令和元)年度の調達改善計画								平成31(令和元)年度 年度末(平成31年4月1日～令和2年3月31日)自己評価結果									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○	○	一者応札の改善	他省庁等の類似入札における入札者等を調査し、積極的に事業者へ入札について案内する。	入札参加を促すことが効果的と考えられたため。	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領している者が1者の場合には、入札案内を実施(実施目標100%)	継続	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書を受領した事業者が1者の場合には、入札案内を実施する。	A	入札案内を実施する等取組を行った結果、前年度1者応札であった案件の内5件について、複数者入札となった。	入札に関する案内を積極的に行っても、応札に参加できる事業者が契約に係る履行体制が整っていない場合には、応札に参加することが少ないため、発注案件の案内を、継続的に実施することが求められる。	H28	毎年度発注する類似案件に関しては、事業者において周知の事実であるため、利点が少ない。	新規応札者の拡充については、本事項に係る広報活動を地道に実施することが更なる効果を生むと考え、継続的に本取組を実施する。
			公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とする。		B	H25	全ての一般競争入札に適用(実施目標100%)	継続	B	H25	入札公告の掲載にかかる書類回議時に開庁日が12日間以上確保されているか審査する。	A					
			宮内庁の発注予定情報をホームページに掲載し、四半期毎に掲載内容の更新を行う。		B	H24	定期的に掲載内容を更新(実施目標100%)	継続	B	H24	各四半期ごとにおいて、業務発注を予定している原局から情報を収集し、ホームページに適宜掲載する。	A					
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上での指名候補事業者の選定	指名候補事業者の受注能力を事前に把握することで、より競争性のある調達を実現できると考えられるため。	A	H31	全ての指名競争入札に適用(実施目標100%)	継続	A	H31	契約に必要な受注能力・技術力の有無及び入札に参加する意思について指名候補事業者側に事前に確認し、より競争性のある指名競争入札の執行に努める。	A	指名競争入札方式において入札を行った全ての案件(82件)に適用したが、全ての案件が必ずしも入札参加者を拡充することができるとは限らない。	指名基準を見直したことで、入札方式を指名競争入札から一般競争入札に変更し、競争性のある入札方式へ改善することができた。	H31	事前準備時に各事業者へ照会することから、業務時間が少なからず増加傾向であること。	指名基準を見直すことで、入札方式を一般競争に移行可能な入札案件があることや、応札参加者の拡充については競争性を生む利点があること等、継続的に取り組む必要があると考える。
○			指名事業者拡充のための指名基準の見直し及び受注実績機会の創出		A	H31	新たな指名事業者の拡充(1者以上の増加を目標)	継続	A	H31							
	○	本庁における取組の推進 調達改善に向けた審査・管理の充実	歴史的資料等の複製等業務について、入札参加者の増加に向けた取組の実施		A	H31	過去の調達と比較して、応札者の増加に取組む(前年度比較で応札者の増加)	H32年3月まで	A	H31	業界団体の照会及び類似案件の請負実績を有する事業者に対し、積極的に入札案内を実施する。	A	-	入札に関する案内を積極的に行っても、従来より他の発注者から受注している事業者は、事業規模を拡充させるなどを行わない限り、応札に参加するのは困難であることがわかった。	H31	類似案件の業務を主な事業内容として発注する事業者や受注意欲がある事業者が少ないことから、改善するためには、地道に入札案内を行い、当該発注案件の認知度を高める必要がある。	引き続き、積極的に入札案内を実施し、入札に参加する事業者の拡充に努める。
	○	地方支分部局等における取組の推進 電力調達、ガス調達の改善	関西官署における低圧電力及びガス調達の競争契約への移行		A	H31	年度内に競争性のある契約に移行(実施目標100%)	H32年3月まで	A	H31	小売電気及びガス事業者へスケールメリットの効果を確認する。	B	-	一括調達するために、関西官署と調整したが特例払い処理が発生する官署が多く、供給箇所を一括りにまとめて調達することが、困難な状況であったことから、競争性のある契約に移行するまでに至らなかった。	H31	関西官署の生活インフラは、工事請負事業者を始め、当庁の事務業務に関連して事業者の私用分が生じることがある。このことから、供給事業者は、複数枚にわたる請求書の発行または、当庁からの振込件数が複数回になるため、供給事業者は難色を示す姿勢が見受けられた。当庁として、経済面の抑制からスケールメリットを調査し、一括りに調達することが、改善にあたりと考えたが市場の意見に必ずしも適合した考え方ではないことが少なからずあった。	生活インフラに係る調達については、市場の状況なども考慮し、また、当庁における事務の効率的な観点も含めて検討していきたい。

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果が あった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
オープンカウンター(相手方を特定しない見積書の募集)方式の導入	新規	—	—	オープンカウンター方式による調達の対象案件を調達原局と調整し、実施に向けて問題点の分析を引き続き検討し、取組みを実行できるように努める。
クレジットカード決済の拡大 (従前より海外経費等の支払に用いていたクレジットカード決済について、対象経費を光熱水料などに拡大する。)	継続	—	電気・ガス・水道料金に係る支払いは、現金または指定様式による支払いを事業者から求められているものがあるため、カード決済が可能な事業者と調整し、決済が可能か検討する。	クレジットカード決済を行うにあたり、クレジットカードの発行事業者と調整を行い、支払いが可能な案件などを精査し、引き続き取組みに努める。

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況 (対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【大森政輔 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取【7月19日及び1月23日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて</p>	<p>物品の製造において、大量の物品供給を求める業務としては、製造期間が短期間であり、辞退者のない十分な履行期間を確保することが必要と考える。</p>	<p>該当業務において、市場調査の結果、最低限の製造期間を確保した仕様であるが、今後は、履行期間の緩和等を含め検討したい。</p>
	<p>1者応札となった入札案件について、入札参加資格の見直し等では新規参入者の確保が困難と考えるが案件について、改善させるための対策はあるのか。</p>	<p>当該事業において、必要となる経費が利益を超過してしまうなどのデメリットがあると考え、市場における本業務の役務単価等を調査し、入札に参加する事業者の拡充に努めたい。</p>
	<p>入札結果において、1番札と2番札における入札額に乖離が見受けられるが、予定価格は適正に作成されているのか。</p>	<p>予定価格については、該当する積算単価を利用して積上げて算定するものや事業者から見積書を徴取して算定するなど、当庁において適当と考えられる仕様にて作成を行っている。</p>